

独立行政法人の役員報酬について

独立行政法人通則法(抄)

(役員の報酬等)

第51条 特定独立行政法人の役員及び職員は、国家公務員とする。

第52条 特定独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 特定独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬等、当該特定独立行政法人の業務の実績及び中期計画の第30条第2項第3号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

第53条 主務大臣は、前条第2項の届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、主務大臣に対し、意見を申し出ることができる。

第62条 第52条及び第53条の規定は、特定独立行政法人以外の独立行政法人の役員の報酬等について準用する。

人事院の給与勧告のポイント

1. 平均年間給与は減額(行政職 平均 ▲4千円、▲0.1%)

平成17年4月1日に遡及して実施

- ・ 官民給与の逆較差(0.36%)を解消するため、2年振りに月例給の引下げ改定
(俸給月額の引下げ、配偶者に係る扶養手当の引下げ)
- ・ 期末・勤勉手当(ボーナス)の引上げ(0.05月分)

2. 給与構造の抜本的な改革を実施(昭和32年以来約50年振りの改革)

平成18年4月1日から実施

- ・ 俸給水準の引下げ、地域手当の新設、給与カーブのフラット化、勤務実績の給与への反映等[段階的に実施し、5年間で完成]
(地域別の官民較差を是正するため、俸給表の水準を平均4.8%引下げ(中高齢層7%)、給与カーブをフラット化)
(現行の調整手当に替えて、民間賃金の高い地域に勤務する職員に地域手当を支給(最高で18%))
- ・ 平成18年度は、激減緩和措置として旧俸給との差額を調整する。